

1 条例の改正概要

概要

1 条例改正の主な内容

- 太陽光発電事業の規制を強化
再生可能エネルギーのうち、景観、防災上の影響が大きく、法的規制の少ない**太陽光発電事業を制限**
- 許可制の導入
事業区域が3,000㎡を超える再生可能エネルギー事業を実施しようとする場合において、「届出制」から「許可制」に変更
- 抑制区域を規定
市内全域を太陽光発電事業を抑制する「抑制区域」として規定
- 許可対象の面積上限を設定
事業区域が**10,000㎡以上の太陽光発電事業は不許可**とし、事業区域が10,000㎡に満たない太陽光発電事業の場合でも、条例の目的に照らし、許可の可否を判断することを規定
- 事業区域の適正管理を規定
資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインを踏まえ、**自然環境の保全、景観の損失対策、災害の発生防止、事業終了後の撤去等を規定**

2 全国的な状況について

本市の調査では、「許可制」による条例を制定している自治体は、全国でも10自治体程度（滋賀県大津市、大阪府箕面市、群馬県富岡市等）である。

県内自治体で許可制の条例を制定したのは初めてであり、独自調査によれば、10,000㎡以上の太陽光発電事業を規制対象とする事例は、確認できていない。

3 施行日 令和2年6月1日

※ 一定の周知期間を設けて施行

4 経過措置（適用除外）

施行日前日までに、改正前の条例第8条第3項に基づいた事前協議を提出している事業については改正前の条例を適用する。

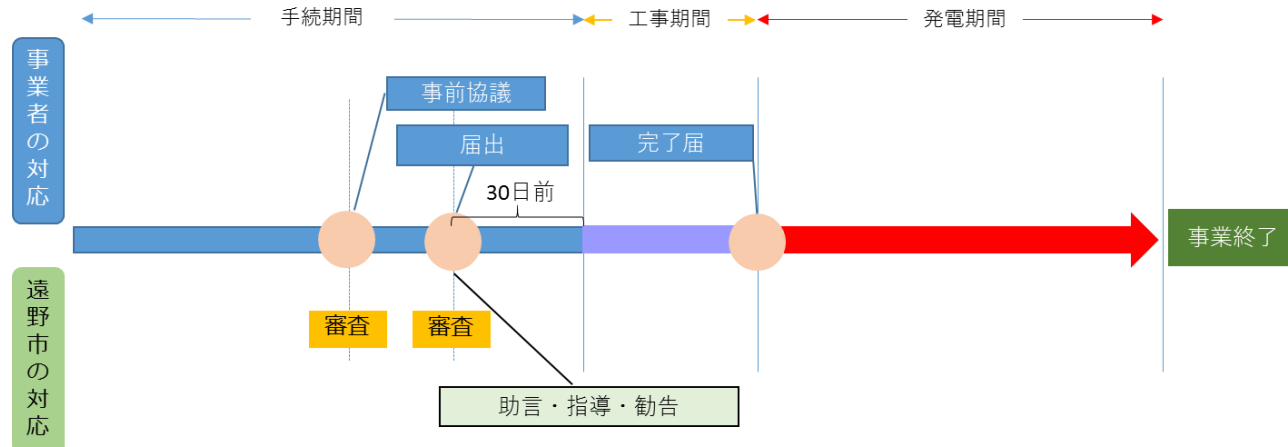
条例の主な改正点

項目	改正の状況	内容
適用事業対象	変更なし	事業区域が3,000㎡を超える再生可能エネルギー事業が対象
事業者の定義	変更	事業者の定義を、「再生可能エネルギーの設備を設置する事業を行う者」から、「再生可能エネルギー設備を用いる事業を行う者」に改め、責任の範囲を発電期間終了時まで拡大
抑制区域の指定	新規	太陽光発電設備の設置を抑制する区域を、各個別法で規定する区域を根拠に「抑制区域」として指定 ※ 景観法の指定地域が市内全域であることから、結果として市内全域が抑制区域となる。
許可制の導入	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る手続きを、「届出制」から「許可制」に変更 ・太陽光発電事業は、事業区域が10,000㎡未満で、要件を満たすと認められる場合のみを許可対象とする。
土地の所有者の責務の追加	新規	土地所有者の責務として、災害発生の恐れがある事業等に対し、土地を使用させないようにする旨を規定
事業者の責務	変更	事業者の責務に、「関係法令の遵守」「景観資源等の保全及び災害防止のために必要な措置を講じること」を追加
実施方針協議	新規	事業の計画段階において、市との方針協議を行う旨を規定
説明会の実施	新規	地域住民等への説明会の実施を義務付け
事業計画策定ガイドラインに基づく措置	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、景観の損失対策、災害の発生防止など、「事業区域の適正管理」を規定 ・異常発生時の対応に、地域住民及び市長への通報と事業者による「災害等防止策」を規定 ・事業終了後の適正処分について、「設備の撤去、事業区域の現状回復、必要な資金の確保」を規定
指導、助言又は勧告	変更	指導、助言、勧告の適用範囲を拡大
監督処分	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・許可条件等に違反した事業者に対する「許可の取消」を規定 ・許可内容に適合しない工事に対する「工事の施工停止」「必要な措置を命ずる」旨を規定
再エネ審議会	変更	審議会の所掌範囲を拡大（事業者に対する指導・助言、勧告の範囲を拡大）

2 手続の比較

改正前

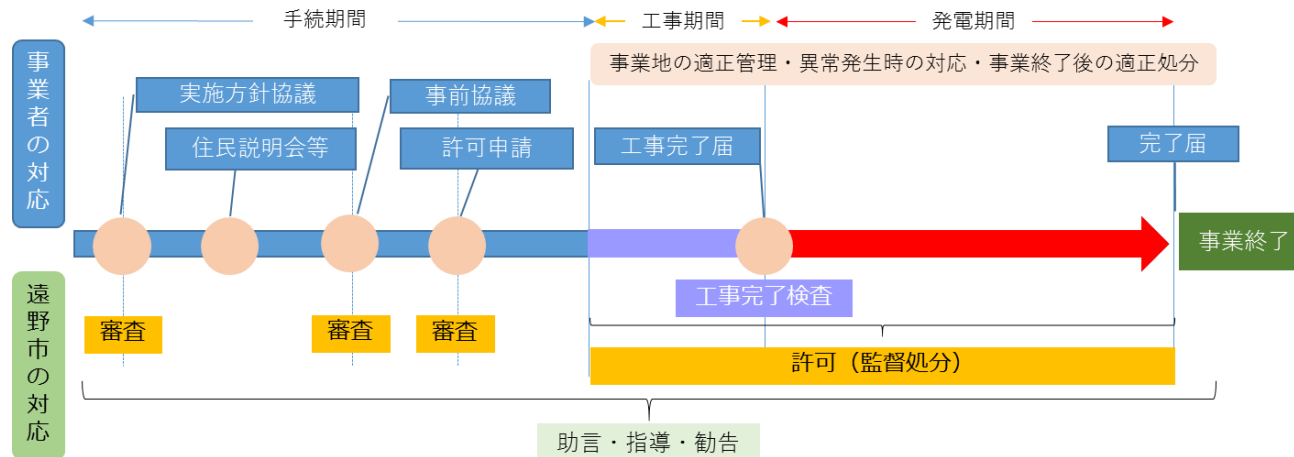
[届出制]



- ・改正前の条例では、工事着手30日前の届出までを対象としていた。
- ・工事期間中、発電期間中は、条例の対象となっておらず、工事期間中、発電期間中に市から指導等行える規定となっていなかった。

改正後

[許可制]



- ・改正後の条例では、事業終了までを条例の対象とし、工事期間中、発電期間中も、市から指導等行える規定とした。
- ・審査回数を増やし、事業者による住民説明会の開催を義務付けるなど、審査をより厳しいものとした。